

主 文

本件上告を棄却する。

被告人Aに対し、当審における未決勾留日数中七〇〇日を本刑に算入する。

理 由

一、被告人A本人の上告趣意第一について

まず、被告人Aは不当に長期の勾留の下に裁判を受けたものであつて、原判決は憲法三八条に違反するとの論旨について考えるに、勾留が不当に長期であるかどうかは具体的事件の内容との関連において決すべきものであることは当裁判所の判例とするところであるが（昭和二二年（れ）第三〇号、同二三年二月六日大法廷判決、刑集二巻二号一七頁、昭和二六年（れ）第二五一八号、同三〇年四月六日大法廷判決、刑集九巻四号六六三頁参照）、本件記録を調べてみると、被告人Aは昭和二七年一〇月二九日爆発物取締罰則違反罪により逮捕され、同年一一月一日勾留され、同月一九日同罪により起訴されたのであるが、その後同被告人に対しては幾多の追起訴が重ねられ、昭和三〇年八月一六日に至つてようやく最後に殺人罪の起訴があり、第一審裁判所は、九一回にわたつて公判を開いた後、昭和三二年五月七日判決を言い渡し、即日控訴申立があり、原裁判所は三九回にわたつて公判を開いた後、昭和三五年三一日判決を言い渡したものであつて、被告人Aは原判決言渡当時までに約七年八ヶ月間拘禁されていたことを認めることができる。

しかして、本件全訴訟記録を通じて看取できる本件公訴事実全般の規模とその複雑性、それにとまなう捜査および公判審理の困難性、被告人Aに逃亡、証拠湮滅のおそれがあり、本件殺人事件後その関係者と目される数名が所在不明となつたこと等、原判決の判示している本件の特殊性を考慮するときは、前記当裁判所の判例の趣旨に徴して、同被告人の勾留が不当に長期にわたつたものであるとすることはで

きない。論旨は採用することができない。

次に、被告人Aに対する接見交通の禁止、起訴の遷延が違憲であるとの論旨について考えるに、その実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（前記の如き本件の特殊性よりすれば、原審がこれらの措置を必要やむをえないものとして是認したのは正当である。）

次に、被告人Aを苫小牧地区警察署に移監したことは憲法で保障する弁護権の剥奪である旨の論旨について考えるに、その実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（記録によれば、同被告人は昭和二八年三月一日札幌市中央警察署留置場より苫小牧地区警察署留置場へ、同二九年八月二八日苫小牧地区警察署留置場より札幌市中央警察署留置場へ、同三〇年七月二二日札幌市中央警察署留置場から大通拘置支所へ、それぞれ移監されたことを認めることができるけれども、これらの措置は、弁護権制限の意図をもつてなされたものではなく、通謀による証拠湮滅を防ぐ必要があり、これに加えて拘禁場所の収容力の不足、物的設備の不全等の理由から分散して勾留し、時に応じて移監するのもやむをえない事情にあつたためになされたものであると認められること原判示のとおりであつて、論旨は採用することはできない。）

さらに、被告人Aらに対し自白の強要がなされた旨の論旨について考えるに、同被告人らに対し憲法三八条に記載されているような不利益な供述の強要がなされたことを認めるべき証拠は記録上発見できないから、論旨はその前提を欠き、採用することができない。

その余の所論は違憲をいう点もあるが、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

同第二ないし第四について

所論中判例違反を主張する点は、いかなる判例に違反するかを具体的に示さない

から適法な上告理由とは認められず（原判決が、共謀を認めるためには厳格な証明によらなければならないとする当裁判所昭和二九年（あ）第一〇五六号同三三年五月二八日大法廷判決、昭和二九年（あ）第一六七一号同三四年八月一〇日大法廷判決に違反する点のないことについては、弁護士青柳監雄の上告趣意に対する説示参照）、その余の所論は、違憲をいう点もあるが、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（原判決認定の各事実は、その引用の証拠によれば、すべてこれを認めることができ、原判決には所論のような事実誤認は認められず、また、経験則違反、採証法則違反、その他所論のような違法は存しない。）

二、被告人両名の弁護士杉之原舜一の上告趣意第一部第一ないし第四について。

所論は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（第一審判決証拠番号〔二〇〕〔三七〕〔二二二〕〔二二五〕〔二三六〕二四一〕の証人Bの供述、同〔四六〕〔二三三〕〔二三七〕の証人Cの供述、同〔二二三〕〔二二八〕〔二三八〕〔二四〇〕の証人Dの供述、および同〔二三〇〕〔二三一〕の被告人Eの検察官久保哲男に対する供述調書中同被告人の供述記載について、任意性、信憑性を疑わしめるに足る証拠は、記録上認めることができない。そして、原審が第一審判決判示第二（七）の事実の証拠として引用している各証拠を総合するときは（（証第二〇六号ないし第二〇八号の弾丸に関しては、弁護士鎌田勇五郎の上告趣意第一点に対する説示参照））、被告人Aは、昭和二六年一月二七日自由労働組合の札幌市長Fに対する集団交渉をめぐつて同市役所坐込み事件が発生し、札幌委員会所属党员ら約一〇名が札幌市警察本部警備課長Gの指揮する警察官によつて検挙され、札幌地方検察庁に送致後は同庁検事塩谷千冬を取調を受けることとなるや、これを不当弾圧であるとし、H市長、I課長および塩谷検事を目標とする、いわゆる反ファツソヨ斗争を盛り上げるとともに、この機をとらえて

I課長を殺害しようと決意するに至り、Jをして当時a町方面の開拓農民部落に農村工作等のため派遣中であつた中核自衛隊員K、L、M、Dおよび被告人Eの五名を急拠札幌に呼び戻させた上、Jと相い謀つて同月二九日札幌市内N大学構内学生会館内Oの部屋に集合せしめ、ついで場所を同市bc丁目P宅に移し、同人らに対し前記市役所坐込み事件の責任者として、H市長、塩谷検事およびI課長の三名に対しいわゆる反ファツシヨ斗争を開始し、塩谷検事に対しては当日夜、H市長に対しては大晦日の夜、それぞれの居宅を襲撃して投石すべき旨指示してこれに同意せしめるとともに、I課長に対しては年が明けてから慎重調査の上徹底的攻撃を加える旨をも告げて暗に同課長殺害の企図をうち明け、ついで翌二七年一月一日頃Jとともに同市de丁目のN大学f寮内のLの居室に右Kら五名を召集し、ファツシヨ的な警察官に対しては実力攻撃を加える準備があるとの趣旨を記載した宣言文を警察官に発送することを協議し、さらに同月四日午前九時頃からJとともに前記P方もしくは同市gh丁目のQ方に右Kら五名を招集し、I課長殺害の方法は拳銃を使用する旨を告げ、これがため当面直ちにI課長の動静調査を開始すべき旨指示して、右調査に当ることに同意せしめ、なおその際、調査中においても好機があれば殺害を執行する意図であることにも言及し、同人らをしてこれを了承せしめ、ここに被告人Aは、JとI課長殺害を共謀するとともに、同課長の殺害を容易ならしめるため、前記Kら五名をしてI課長の動静を調査せしめることとなり、またその頃被告人Aは、Jと相い図り、労働者出身のRにI課長殺害の企図をうち明け、同人を前記Kら五名に加えてJとともに調査隊を編成せしめ、Jは隊長として調査活動全般の指揮および被告人Aに対する報告、連絡の事務を担当し、他の者を二班に分け、主としてK、LおよびRの三名を一班として札幌市ij丁目所在の札幌市警察本部付近を、M、Dおよび被告人Eの三名を他の一班として同市bk丁目のI課長宅付近をそれぞれ受け持たしめ、連日I課長の見張りまたは尾行等により、同人の出勤

退庁の時刻、使用乗物、通行経路、同伴者の有無および立寄り先等を調査せしめ、その結果はその都度 J を通じて被告人 A に報告せしめる等緊密な連絡のもとに全員共同して調査活動を遂行せしめ、その結果同月一六、七日頃に至り I 課長の動静の大要を把握し一応調査の目的を達した折柄、被告人 A は今後も右のような全員による調査活動を継続するにおいては、かえつてその企図を感知せられるおそれがあるとし、L、M、D および被告人 E の調査活動をうち切らしめ、その後は J、R、K をして前記企図を実現せしめることとしたが、その間すでに被告人 A および J は、R を I 課長殺害の実行担当者を選び、R、K と I 課長の殺害を札幌市内において順次共謀するに至った事実、右共謀に基づき R においてブローニング拳銃を携行し殺害の機会をもとめているうち、同月二一日同市 l 付近において自転車に塔乗中の I 課長を発見し、決行しようとして尾行中一たんその姿を見失ったが、再びこれを見つけたので自転車に乗って追尾し、同日午後七時四二、三分頃同市 m h 丁目 S 方前付近に差しかかった際、そのすぐ背後から同人を狙って所携のブローニング拳銃を連続二発発射し、その一弾（（証第二〇六号））を背部中央脊髄骨の左側第一一肋骨付着部付近に命中せしめ、よつて間もなく同所において肪間動脈破砕による出血多量のため死亡するに至らしめて、殺害の目的を遂げた事実、および被告人 E は前記のとおり被告人 A の指示を受け、I 課長殺害実行の資とするものであることを知りながら同課長の動静調査をし、よつて被告人 A、R らの I 課長に対する右殺害行為を容易ならしめてこれを幫助した事実を認定した原判示は、これを是認することができる。なお、「組織と戦術」というプリントをテキストとする研究会が昭和二七年一月四日午前一〇時頃から夕刻まで同市 g n 丁目の B 宅で開かれ、被告人 A および J が同研究会に始終出席していたことは原判決の認定するところであるが、原審の確定した事実関係の下においては、被告人 A と J は、D ら五名と、前記 P 方または Q 方において同日午前九時頃から会合した後、右 B 方に午前一〇時過ぎ頃まで

に到着することが時間的に不可能であつたと言えないとした原判示も是認できるところであつて、被告人Aは、一月四日は「組織と戦術」の研究会に出席して右調査活動開始指示等の会合に出席する余地はない旨のアリバイの主張は採用し難い。)

同第二部第一について。

所論は、原判決の是認した共謀共同正犯の理論は憲法三一条に違反する旨主張するが、いわゆる共謀共同正犯成立に必要な謀議に参加した事実が認められる以上、直接実行行為に関与しない者でも、他人の行為をいわば自己の手段として犯罪を行なつたという意味において、共同正犯の刑責を負うものであり、かく解することは憲法三一条に違反しないことは、当裁判所の判例とするところであつて(昭和二九年(あ)第一〇五六号、同三三年五月二八日大法廷判決、刑集一二巻八号一七一八頁)、所論は理由がない。その余の所論は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。(共謀共同正犯を認定するにつき、謀議の行なわれた日時、場所またはその内容の詳細についてまでいちいち具体的に判示することを要しないことは、前記大法廷判決の示すところである。そして、原判決が、本件殺人事件につき、刑訴の規定により証拠能力を有し、かつ適法な取調を経た証拠を総合して判示する程度に謀議の行なわれた日時、場所、その内容を認定し得る以上、前記判例の趣旨に照らし、これを違法とすべき理由はない。)

同第二について。

所論(一)(二)は、団体等規正令(昭和二四年政令六四号)は、昭和二〇年勅令五四二号に基づき制定されたいわゆるポツダム命令であつて、憲法九八条一項に違反し、平和条約発効後はその効力を有しないものであり、したがつてまた平和条約発効後一定期間その効力を有するものとした昭和二七年法律八一号二項および団体等規正令廃止後もなお従前どおり罰則を適用する旨を定めた破壊活動防止法(昭和二七年法律二四〇号)附則三項(論旨に第一項とあるのは第三項の誤りと認めら

れる)もまた違憲無効である旨主張する。

しかし、右勅令五四二号は、平和条約発効前においては、日本国憲法にかかわりなく、憲法外において法的効力を有していたものであることは、つとに当裁判所の判例とするところであり(昭和二四年(れ)第六八五号、同二八年四月八日大法廷判決、刑集七巻四号七七五頁)、したがって、右勅令五四二号に基づき制定された団体等規正令もまた、平和条約発効前においては、憲法外において法的効力を有していたものといわなければならない。

ところで、原審の維持した第一審判決によれば、被告人は昭和二七年一月二二日頃から同月二七日頃までの間にその認定のごとき行為をなし、もつて暴力主義的方法を是認するような傾向を助長し、かつこれを正当化する行為をしたものであるとして団体等規正令二条七号、三条により平和条約発効後において処罰されているのであるが、右団体等規正令の規定は、平和主義と民主主義を基調とする日本国憲法の趣旨と相い容れないものではなく、同九八条一項に違反せず、平和条約発効後失効したものではなく、したがって平和条約発効後一定期間その効力を有するものとした昭和二七年法律八一号二項および団体等規正令廃止後もなお従前どおり罰則を適用する旨を定めた破壊活動防止法附則三項の各規定もまた違憲でないことは、当裁判所の判例とするところである(昭和三二年(あ)第二号、同三六年一二月二〇日大法廷判決、刑集一五巻一一号二〇一七頁)。それ故、所論は採るを得ない。

所論(三)は、団体等規正令二条七号にいわゆる暴力主義云々の規定は抽象に過ぎ、裁判官の主観によつていかようにもその罪の成否の基準を左右することができるから、憲法の保障する思想、表現の自由また罪刑法定主義に抵触する旨主張するが、団体等規正令二条七号後段、三条の規定に違反した者を罰する同一三条一号の規定は、憲法の保障する罪刑法定主義に抵触せず、思想、表現の自由をおかすものではないことは、前記判例の示すところであるから、所論は採用することができな

い。

所論（四）は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

三、被告人兩名の弁護人鎌田勇五郎の上告趣意第一点について。

所論は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（証第二〇六号の弾丸が、昭和二七年一月二二日 I 課長の屍体解剖に際しその胸部から摘出され領置されたものであることは、医師渡辺孚作成の昭和二七年二月二八日付鑑定書（（第一審判決証拠番号〔二一六〕））および検察事務官小川嘉寿衛作成の昭和二七年一月二二日付領置調書（（同〔二二一〕））により明らかであり、証第二〇七号の弾丸が、昭和二八年一九日札幌市内通称帳見峠東南斜面通称滝の沢山道付近一帯を搜索して地表上の落葉の腐蝕土一糎下位の個所より発見され差し押えられたものであることは、検察官高木一作成の昭和二八年一〇月一五日付検証搜索調書（（同〔四七〕））、検察官高木一作成の昭和二八年一〇月一五日付差押調書（（同〔四八〕））および証人 D の第一審第一九回公判調書中における供述記載（（同〔四〇〕））により明らか

であり、また証第二〇八号の弾丸が、昭和二九年四月三〇日右山林一帯を搜索して腐蝕土下約二糎の個所より発見され差し押えられたものであることは、検察官高木一外三名作成の昭和二九年五月三一日付搜索差押調書（（同〔四九〕））により明らかである。しかして、原判決は、前記証人 D の供述記載、被告人 E の検察官久保哲男に対する昭和二八年一〇月一三日付第一三回供述調書（（同〔四三〕））ならびに右調書末尾添付の図面一葉（（同〔四四〕））、証人 D の第一審第一二回および第一四回公判調書中における供述記載（（同〔六四〕））、証人 T の第一審第五回公判調書中における供述記載（（同〔六五〕））、領置にかかる手榴弾一個（（同〔六七〕））等の証拠を総合して、証第二〇七号、第二〇八号の両弾丸は、D、

被告人Eらが、昭和二七年一月上旬前記滝の沢の山林中で拳銃の射撃訓練および手榴弾の爆発実験を行なった際に発射されたもので、それぞれ、発見当時までその現場に遺留されていたものであると認定しており、右原判決の事実認定は挙示の証拠に照らし是認できる。所論は、右両弾丸の腐蝕状況よりして、証第二〇七号の弾丸が約一年八ヶ月間、証第二〇八号の弾丸が約二年三ヶ月間にわたって幌見峠の現場に放置されていた可能性がない旨主張するが、N大学教授U作成の昭和三四年一月二〇日付鑑定書の鑑定結果によれば、「1、二〇七及び二〇八号各弾丸いずれも腐蝕されている。

2、「A」腐食の部位、程度。

<記載内容は末尾1添付>

弾丸の各部位に対して便宜上右の様に番号附をする。

「a」肉眼的観察。

二〇七と二〇八との外観はかなり相違している。

二〇七は、 の一部分を除いた表面の大部分に金属光沢のメツキ層が残っている。

二〇八は の部分にメツキ層が認められるだけで、他の部分の表面にメツキ層の残っている個所はほとんど認められず、大部分が銅色あるいは真鍮色である。

「b」光学顕微鏡観察。

二〇七について。メツキ層の存在する部分即ちメツキ層表面には細かい表面キズが認められ殆んど腐蝕されていない。メツキ層の剥離された部分には表面キズがほとんど認められず、ピット状の腐蝕孔が認められる。場所によつては地金属の結晶粒界部に比較的浅い選択的腐蝕溝が認められる。

二〇八について。メツキ層の剥離された部分即ち大部分の表面にはピット状の腐蝕孔が散在し、部分によつては地金の結晶粒界部に比較的浅い選択的腐蝕溝が認め

られる。

以上述べた光学的顕微鏡による観察結果からみてメッキ層の剥離された部分については二〇七、二〇八いずれの原蝕形態も特に相違する点は認められなかった。

(B) 腐蝕の原因。

金属の腐蝕は広義の金属の酸化現象であつて、金属の種類、環境条件によつて其の進行の可態性には著しく差異がある。

又同一の金属についても金属の表面状態（（例えば表面組織結晶状態、異種金属の接触、不純物きず、機械的ひずみ、温度等））と腐蝕性環境条件（（酸素含量、湿度、p h、温度、流動条件、微量不純物（例えばアンモニア、亜硫酸ガス、硫化水素、塩素イオン等）微生物、有機物等））との相互作用によつて腐蝕反応の進行の速さにも腐蝕形態にも敏感に影響を与えることが腐蝕科学の多くの実験事実の示すところである。

従つてある腐蝕金属の形態が示されたとしてもこれに対応する腐蝕性環境の種類は極めて多く腐蝕された金属の浸蝕形態から其の金属の置かれた腐蝕性環境の推定、即ち腐蝕の原因を求めることは不可能である。

又腐蝕金属と腐蝕環境とが与えられた場合に於ても、金属の腐蝕形態だけから其の腐蝕環境に放置された期間を推定することは不可能である。」

というのであつて、これにより、原審が、証第二〇七号および同第二〇八号の各弾丸がそれぞれ昭和二七年一月上旬頃から翌年八月末頃ないし翌々年四月末頃までの間発見された箇所に埋没放置されていた可能性を否定することはできない旨を判示し、また東北大学助教授長崎誠三作成の昭和三一年一〇月五日付鑑定書（（記録二八冊一一五二二丁））、原審受命裁判官の長崎誠三に対する証人尋問調書（（記録三六冊一五六一四丁））、N大学教授V作成の「銅の腐食に関する二、三の実験」と題する昭和三二年二月一日付書面（（記録二九冊一一八六七丁））、証人Vの

原審第三五回公判における供述（（記録三六冊一五六七二丁））によつても、右認定を左右し得ないと判示している点は、当審においてもこれを正当と認める。

次に、東京大学教授磯部孝作成の昭和三〇年一月一日付鑑定書（同〔二三四〕）は、証第二〇六号を一号弾丸、同第二〇七号を二号弾丸、同第二〇八号を三号弾丸として鑑定しているが、その鑑定結果によれば、「（一）一号乃至三号の弾丸は何れも構造はほぼ同じく、弾長一一・五乃至一一・七耗、弾径約七・八〇乃至七・八四耗、弾量四・五二乃至四・五九瓦で、比重が一〇・四であることから三弾丸とも硬鉛の鉛心をもつ円頭型被甲弾で、右旋六条、傾角五度半の腔せんを有する銃器により発射された弾丸と認められる。

（二）一号乃至三号弾丸には六個のせん丘痕とその間のせん底痕、二号三号弾丸には弾頭部その他に侵徹の際生じたと推定される摩擦痕が認められ、三号弾丸の外表面は特に外界の影響による腐蝕が烈しいが弾丸原型の構造・種類・名称・特徴の詳細は不明である。

（三）二号及び三号弾丸の発射後の正確な経過年月日は推定できない。

（四）一号乃至三号弾丸を発射するに使用された銃器は何れも公称口径七・六五耗ブラウニング自動装填式拳銃、又は同型式の腔せんを有する拳銃であることが認められる。

（五）三弾丸のせん条痕を比較顕微鏡を用い互に比較対照した結果、一号と二号、一号と三号、二号と三号の何れにも極めて類似する一致点が発見された。この一致点も検討した結果によれば、一号と二号並に一号と三号弾丸が仮に異なる銃器によつて発射されたとするならば、現弾丸に見られる如きせん条痕の一致の生起する確率は極めて小さく、大きく見積つても〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一より小さいことが認められる。」というのであり、なお、その鑑定経過において、一般論として、「一般に同一の銃器の発射弾丸でも相互の条痕は必ずしも一致しない。その原

因として銃器にも弾丸にもその直径に製造の公差があり接触面積が必ずしも等しくないこと。又長さに比べて直径の大きい弾丸では銃器内面との接触が短く、弾軸は銃身軸に傾いて入り、僅かではあるが首を振り廻して前進する傾向もある。従つてかよらな弾丸では一方の側のせん丘痕が反対側のものに比べて長くなり銃身の内面にある疵が長いせん条痕では深く刻まれ、短いせん条痕には浅く又は表われないこともあること。又せん底に接触する部分と全々触れない部分の生ずること又銃身内の錆、果物、前発射弾の残した金属粒等は一発射毎に除去されたり、新規に生じたりするために、条痕は夫々異なる状況を呈し得る。又侵徹によつて生じた摩擦痕が条痕をかくし、又は粉らわしくすることもある。

故に条痕が一致しないことは同一銃器から発射されたものでないとの証拠にはならない。それに比して特徴の明瞭に区別される条痕が微細な点迄一致することは同一銃器で発射された弾丸であることの可なりはつきりした証拠となり得るのであるが、異なる銃器により発射された弾丸が全く偶然に同じ外観で一致する条痕を生ずることも全くないとはいえない。いずれにしても同一の銃器で発射されたか、異なる銃器で発射されたかの判定は推定の問題であり、確率を以て表現されるべき性質のものである。」と記されている。そして、右鑑定書および第一審裁判所の証人磯部孝に対する尋問調書（（同〔二三五〕））によると、右三弾丸の肉眼的観察に際し、相互に類似するせん条痕のみを選んで観察を下したもので、類似しないせん条痕の有無およびその相異性については、深い注意が払われなかつたこと、類似するせん条痕の比較対照は主としてそのせん条痕の巾と長さに基づいてなされたもので、その深さの測定、対照はなされなかつたことを認めることができるが、しかし、原判決は、右鑑定書および供述によれば、同鑑定人のとつた鑑定の方法によつても、前記（一）、（四）および（五）の前段の鑑定結果を結論づけることが可能であると判示しており、右判示は是認できる。それ故第一審判決が、判示第二の（二）の（

2)の冒頭および(イ)の事実の証拠として引用している証拠に、右磯部孝の鑑定書および尋問調書中確率計算に関する部分を除いた部分を加えて、Dらが昭和二十七年一月上旬当時雪で覆われていた通称幌見峠の東南斜面で射撃訓練をしたとき使用した拳銃と、Rが同月二一日I課長を射殺した際使用した拳銃とが同一拳銃である趣旨の認定をし、原判決がこれを支持したことは、当審においても是認しうるところであり、原判決には所論採証法則違反はなく、また事実誤認も認められない。))

同第二点について。

所論は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。(記録を調べても、原判決が証拠に引用している所証被告人Eの検察官に対する各供述調書が作成された昭和二八年一〇月当時において、被告人Eの精神状態に、その供述の任意性を疑わしめる程度の異状があつたものとは認められないこと、またその供述が検察官の不当な影響の下になされたことを疑わしめるに足る証拠の認められないことは、原判示のとおりである。)

四、被告人兩名の弁護人福島等の上告趣意第一点(一)ないし(三)について。

所証は、本件の捜査は、法の下における平等の原則を破り、共産党員をその信条を理由として差別し、結社および思想の自由を犯したものであつて、憲法一四条、一九条、二一条に違反し、かかる捜査に基づく公訴提起による原判決は破棄すべきである旨主張するが、本件各犯行に多数の日本共産党員が関与した以上、多数の同党員が検挙取調を受けたことはやむを得ないところであつて、本件の捜査が所論のように特に共産党員をその信条を理由として差別し、結社および思想の自由を犯したことを認むべき証拠は、記録上発見できない。それ故、所論はその前提を欠き、採用することができない。

その余の所論は、同弁護人の上告趣意第一点(四)ないし(十一)の論旨と同趣旨と認められるので、これに対する判断は、(四)ないし(十一)に対する後記判

示により示すこととする。

同（四）について。

所論は、被告人Aに対する数次の逮捕、勾留は、本件各公訴事実の核心をなすいわゆるWの起訴のため時を稼ぐ目的をもつてなされたものであり、刑訴一九九条二項、六〇条に違反して発付された令状に基づく違法なものであつて、憲法三条、三四条に違反する旨主張するが、その実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（被告人Aに対してなされた本件各逮捕、勾留が、所論の如く刑訴の規定に違反してなされた違法なものであるとは認められない。）

同（五）について。

所論は、被告人Aの度々の移監および代用監獄への長期の拘禁は、奴隷的拘束および拷問に外ならず、原判決は憲法一八条、三六条に違反する旨主張するが、その実質は単なる法令違反の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（右移監がやむを得ざる措置として是認され、また本件事案の内容よりすれば被告人Aに対する拘禁が不当に長いとは言えないことは、被告人A本人の上告趣意第一に対する判断において説示したとおりである。）

同（六）について。

所論は、被告人Eに対する逮捕、勾留は、被告人Aに対すると同様に刑訴一九九条二項、六〇条、憲法三条、三四条に違反する旨主張するが、その実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（被告人Eに対してなされた本件各逮捕、勾留が、所論の如く刑訴の規定に違反してなされた違法なものであるとは認められない。）

次に、所論は、被告人Eは精神異常の明白な徴候があり、長野の自宅で静養していたところを逮捕され、札幌市中央警察署留置場に引致されたのであるが、官憲は同被告人に何ら治療の機会を与えず長期拘禁中に同被告人の病状は一層悪化したの

であつて、これは監獄法四〇条、四三条に違反し、憲法三一条に違反する旨主張するが、その実質は監獄官吏の措置を非難する単なる法令違反の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

次に、所論は、原判決は被告人Eの不当に長く拘禁された後の自白を証拠としているので、憲法三八条に違反する旨主張する。しかし、原判決が証拠としている被告人Eの検察官に対する各供述調書は、いずれも昭和二八年一〇月中に作成されたものであり、他方同被告人が逮捕されたのは同年九月中であることが記録上認められるのであつて、このような供述調書における自白は当裁判所昭和二二年（れ）第三〇号、同二三年二月六日大法廷判決（刑集二巻二号一七頁）の趣旨に徴し、憲法三八条にいう「不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白」に該当するものとは認められない。論旨は理由がない。

さらに、所論は、原判決が証拠としている被告人E、Xらの供述は、強制、拷問、脅迫に基づくもので、原判決は憲法三八条、三六条に違反する旨主張するが、同人らに対し、強制、拷問、脅迫が加えられたことを認めるべき証拠は記録上発見できないから、所論はその前提を欠き、採用することはできない。

また、所論は、B、Dも約三年近く不当に長く勾留された旨主張するが、原判決の証拠に引用する同人らの供述が憲法三八条にいう「不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白」に当たらないことは、記録ならびに前記判例および当裁判所昭和二二年（れ）第一五二号、同二三年十一月一七日大法廷判決（刑集二巻一二号一五五八頁）の趣旨よりして明らかである。論旨は採用することができない。

その余の所論は、違憲をいう点もあるが、実質は単なる法令違反の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

同（七）ないし（九）について。

所論は、憲法三四条、三七条三項、三六条、三一条、一九条、二一条違反をいう

が、その実質は捜査官の措置を非難する単なる法令違反の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

同（一〇）について。

所論は、本件の公訴提起は、事件が発生した被告人を逮捕勾留した後遷延を重ねてなされたものであるから、公訴権の濫用であり、被告人の防禦権を不当に犯し、公平、迅速な裁判を受ける権利を奪うものであつて、憲法一九条、二一条、三七条に違反し、無効である旨主張するが、記録によれば、本件各犯行は、関係人の数が多く、その内容が複雑多岐にわたり、特に本件殺人事件にあつては、その直接の実行行為者を含む重要な関係者数名が逃亡し現在に至っている等の事情があり、本件の各公訴提起、ことに殺人事件の公訴提起が遅延したのは、やむを得ない事情によるものと認められ、これをもつて公訴権の濫用であるとは言えないから、所論はその前提を欠き、採用することができない。

同（二）について。

所論は、本件裁判は、被告人Aを正当な理由なく長期にわたつて拘禁したままなされたもので、憲法三一条、三四条、三七条に違反する旨主張するが、本件事案の内容に照らせば、被告人Aに対する勾留が不当に長期にわたつたものであると言うことはできず、また、同被告人に対し逃亡、証拠湮滅のおそれを認めた原判示は是認し得るところであつて（被告人A本人の上告趣意第一に対する説示参照）、所論はその前提を欠き、採用することができない。

同第二点について。

所論は、憲法三七条一項違反を主張するが、法律の誤解、または事実の誤認等により、たまたま被告人に不利益な裁判がなされても、構成その他において偏頗のおそれなき裁判所の裁判である以上、憲法三七条一項にいう「公平な裁判所の裁判」でないとはいえないことは、当裁判所の判例とするところであり（昭和二二年（れ）

第一七一号同二三年五月五日大法廷判決、刑集二巻五号四四七頁参照)、所論は理由がない。

また、所論は、憲法七六条三項(論旨に憲法三六条三項とあるは憲法七六条三項の誤記と認める)違反を主張するが、原判決が所論のように良心に反した裁判であることを認めるに足る証跡は記録上存在しないから、所論はその前提を欠き採用することができない。

その余の所論は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。(原審が証拠として所論供述に、所論のような任意性、信用性を疑うに足る証跡は記録上存在せず、原判決には、所論採証法則違反は認められない。なお、弁護人杉之原舜一の上告趣意第一部第一ないし第四に対する説示参照。)

五、被告人兩名の弁護人寺本勤の上告趣意について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。(所論第一弾丸についての諸問題、証第二〇六号ないし第二〇八号の弾丸に関するものに対する当裁判所の見解は、弁護人鎌田勇五郎の上告趣意第一点に対する説示参照。また、被告人Aが第一審判決判示事実第二(二)(2)(イ)のブローニング型拳銃一丁およびその実包約百発の入手、所持について関与している旨の原判示は、拳示の証拠により是認できる。)

六、被告人兩名の弁護人青柳盛雄の上告趣意について。

所論は、原判決の是認した共謀共同正犯の理論は憲法三一条に違反する旨主張するが、その理由のないことは弁護人杉之原舜一の上告趣意第二部第一に対する判断において判示したとおりである。

次に、所論は、原判決が間接証拠のみによつて「共謀」その他を認定した第一審判決を支持しているのは、「厳格な証明」を必要とするといういわゆる練馬事件および松川事件に関する最高裁判所大法廷の判例(昭和二九年(あ)第一〇五六号、

同三三年五月二八日大法廷判決、昭和二九年（あ）第一六七一号、同三四年八月一〇日大法廷判決）に違反する旨主張するが、右各判決にいう「厳格な証明」とは、刑訴の規定により証拠能力が認められ、かつ、公判廷における適法な証拠調を経た証拠による証明を意味するものと解すべきところ、原判決がかかる厳格な証明によらずして共謀その他の事実を認定しているものではないことは、記録上明らかであつて、所論判例に違反する点はなく、判例違反の主張は採用することができない。

さらに、所論は、原判決が間接証拠によつて「共謀」その他を認定した第一審判決を支持しているのは、憲法三一条に違反する旨主張するが、その実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（証拠によつて認定した事実は、他の事実の証拠となり得ることは、当裁判所の判例とするところである（（昭和二五年（れ）第七二五号、同年一〇月一七日第三小法廷判決、刑集四巻一〇号二一〇九頁参照））。原判決が、所論共謀の点、拳銃の同一性の点等について挙示している各証拠は、所論のごとく間接証拠たるを免れないけれども、これらを総合すれば、右の点に関する判示事実を確認するに足り、原判決に所論採証法則違反は認められない。なお、弁護士杉之原舜一の上告趣意第二部第一に対する説示参照。）

その余の所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

七、被告人兩名の弁護士安達十郎の上告趣意について。

所論は、第一審判決判示第二（六）の事実について、被告人Aの有罪を証する証拠は、共犯者Dの自白しかなく、したがつて原判決は憲法三八条三項に違反する旨主張する。しかし、共同審理を受けていない単なる共犯者はもちろん、共同審理を受けている共犯者（共同被告人）であつても、被告人本人との関係においては、被告人以外の者であつて、かかる共犯者または共同被告人の犯罪事実に関する供述は、

憲法三十八条二項のごとき証拠能力を有しないものでない限り、自由心証に委かざるべき独立、完全な証明力を有し、憲法三十八条三項にいわゆる「本人の自白」と同一視し、またはこれに準ずるものではないことは、当裁判所の判例とするところであり（昭和二十九年（あ）第一〇五号、同三十三年五月二十八日大法廷判決、刑集一二巻八号一七一八頁）、しかも、原判決は、右高安の供述を補強するに足る証拠をかかげて犯罪事実を認定しているのであるから、所論違憲の主張はその前提を欠き、採用することができない。

また、所論は、原判決は、第一審判決判示第二（六）および（七）の事実を判示するについて、刑訴三三五条の定める要件を充たしていない点、証明力の足りない証拠でこれらの事実を認定していて理由不備である点、および証拠能力のない伝聞証拠を用いていて、刑訴三二一条、三二二条、三二四条に違反する点において、各憲法三一条に違反する旨主張するが、その実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（原審の引用している証拠の証拠能力の点については、弁護士秋山昭一外六名の上告趣意第一点に対する説示参照。）

八、被告人兩名の弁護士島田正雄の上告趣意について。

所論は、原判決は証拠なくして事実を認定している点において判例に違反する旨主張するが、原判決は、証拠により適法に事実を認定しているのであつて、原判決には所論のごとき違法は認められないから、判例違反の主張はその前提を欠き、採用することができない。（第一審判決証拠番号〔二二八〕の証人Dの供述の信憑性については、弁護士杉之原舜一の上告趣意第一部第一ないし第四に対する説示参照。）

その余の所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

九、被告人兩名の弁護士関原勇、同岡林辰雄の上告趣意について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に

当らない。（証第二〇七号および同第二〇八号の弾丸には、いずれもその弾頭部その他に侵徹の際石か砂のような種類のものにより生じたと推定される摩擦痕が存在することは、前記磯部孝作成の鑑定書および同人に対する第一審裁判所の証人尋問調書により旨らかなところである。なお、弁護士鎌田勇五郎の上告趣意第一点に対する説示参照。）

一〇、被告人兩名の弁護士田口康雅の上告趣意について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（原審が証拠として引用している所論証人B、同C、同Dの各供述の信用し得る点については、弁護士杉之原舜一の上告趣意第一部第一ないし第四に対する説示参照。）

一一、被告人兩名の弁護士青柳孝夫の上告趣意について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（第一審判決証拠番号〔二二八〕の証人Dの供述および同〔二三〇〕の被告人Eの検察官久保哲男に対する供述調書中同被告人の供述記載が、所論のように信用性のないものとは認められないことは、弁護士杉之原舜一の上告趣意第一部第一ないし第四に対する判断において説示したとおりである。）

一二、被告人兩名の弁護士横田聡の上告趣意について。

所論は、違憲をいう点もあるが、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（第一審判決証拠番号〔二三三〕の証人Cの供述が信用しうるものである点については、弁護士杉之原舜一の上告趣意第一部第一ないし第四に対する説示参照。）

一三、被告人兩名の弁護士倉田哲治の上告趣意について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（挙示の証拠により、Dらで昭和二八年一月上旬幌見峠で爆発実験をし、

不発のまま現場に遺留していたものと原審の認定した手榴弾一個、（（証第一号））を鑑定した東京大学教授山本祐徳作成の昭和二九年五月二三日付鑑定報告書（（第一審判決証拠番号〔六六〕））によれば、右手榴弾は、濃硫酸がこれをいれたアンプルの破壊により流出して外側にある塩素酸カリウムにまじると、両者の反応により二酸化塩素を発生し、紙、木炭等により直ちに発火し、これが黒色火薬に点火して爆発を起すしくみとなつており、解体当時において本質的には右爆発性能を有し、二米以内では人畜を殺傷する力があつたというのであつて、かかる手榴弾が爆発物取締罰則にいわゆる爆発物に該当するとした原判示は正当である。（当裁判所昭和二九年第三九五六号、同三一年六月二七日大法廷判決、刑集一〇巻六号九二一頁参照。）

一四、被告人兩名の弁護人坂本福子の上告趣意について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（被告人Aが昭和二七年一月一日頃札幌市o e丁目N大学f寮のLの居室において、J、K、木村昇、M、Dおよび被告人Eとともに、警察官に対し脅迫文を作成、郵送することを協議し、その起案、作成者を定めて謀議を遂げた旨の原判決の認定は、挙示の証拠に照らし是認できる。被告人Aが同日午前一〇時頃には同市p g丁目の千葉方の農村工作の報告兼批判会の会場に行き煙突掃除などした旨のアリバイの主張を排斥した原判示は、原判決が第一審判決判示第二（六）の事実に対し引用する証拠に照らし、是認できる。）

一五、被告人兩名の弁護人芦田浩志、回雪入益見の上告趣意について。

所論は、原判決の証拠の採用は明らかに権力に迎合したもので、公平な裁判所の裁判ということはできないから、原判決は憲法三七条一項に違反する旨主張するが、号判決の証拠の採用が権力に迎合したものと認むべき証拠は記録上存在しないのみならず、憲法三七条一項の「公平な裁判所の裁判」とは、偏頗や不公平のおそれの

ない組織と構成をもつ裁判所による裁判を意味するものであることは、当裁判所の判例とするところであるから（昭和二二年（れ）第一七一号、同二三年五月五日大法廷判決、刑集二巻五号四四七頁、昭和二二年（れ）第四八号、同二三年五月二六日大法廷判決、刑集二巻五号五一一頁）、所論は採用することができない。

その余の所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（原審が証拠として引用している所論証人B、同C、同Dの各供述および被告人Eの検察官久保哲男に対する供述調書中同被告人の供述記載の信用し得ることについては、弁護士杉之原舜一の上告趣意第一部第一ないし第四に対する説示参照。）

一六、被告人兩名の弁護士秋山昭一、同石島泰、同金鋼正己、同佐藤義彌、同関原勇、同竹沢哲夫、同根本孔衛の上告趣意第一点について。

所論は、原判決は、刑訴三二〇条、三二四条に違反し、証拠能力がない伝聞供述を証拠として採用しており、憲法三一条、三二条、三七条二項に違反する旨主張するが、その実質は単なる法令違反の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。（伝聞供述となるかどうかは、要証事実と当該供述者の知覚との関係により決せられるものと解すべきである。、被告人Aが、電産社宅で行われた幹部教育の席上「Gはもう殺してもいいやつだな」と言つた旨のYの検察官に対する供述調書における供述記載（（第一審判決証拠番号〔二二四〕））は、被告人Aが右のような内容の発言をしたこと自体を要証事実としているものと解せられるが、被告人Aが右のような内容の発言をしたことは、Yの自ら直接知覚したところであり、伝聞供述であるとは言えず、同証拠は刑訴三二一条一項二号によつて証拠能力がある旨の原判示は是認できる。次に、被告人AがMの家の二階かEの下宿かで、「I課長に対する攻撃は拳銃をもつてやるが、相手が警察官であるだけに慎重に計画をし、まずI課長の行動を出勤退庁の時間とか乗物だとかを調査し慎重に詳画を立てチヤン

スをねらう」と言つた旨の証人Dの第一審第三八回公判における供述（（同〔二二八〕））、被告人AがBの寄寓先で「共産党を名乗つて堂々とGを襲撃しようか」と述べた旨の証人Bの第一審第四〇回公判における供述（（同〔二三六〕））等は、いずれも被告人Aが右のような内容の発言をしたこと自体を要証事実としているものと解せられるが、被告人Aが右のような内容の発言をしたことは、各供述者の自ら直接知覚したところであり伝聞供述に当たらないとした原判示も是認できる。次に、Cが一月二二日R宅を訪問した際、RがI課長を射殺したのは自分であると打ち明けた旨の証人Cの第一審第三六回公判における供述（（同〔二三三〕））は、RがI課長を射殺したことを要証事実としているものと解せられ、この要証事実自体は供述者たるCにおいて直接知覚していないところであるから、伝聞供述であると言ふべきであり、原判決がこれを伝聞供述でないと判示したのは誤りであるが、右供述は刑訴三二四条二項、三二一条一項三号による要件を具備していることが記録上認められ、従つて右刑訴の規定により証拠能力を有することは明らかであるから、原判決がこれを証拠としたことは結局違法とは認められない。また、同じ機会に、Rが「A委員長が二、三日ならいてもいい、二、三日なら安全だから」と言つた旨の証人Cの供述（（同〔二三三〕））は、被告人AがRに対し右の如き発言をしたこと自体を要証事実としているものと解せられ、供述者たるCは原供述者Rよりこれを聞知しているのであるから、伝聞供述であるか、刑訴三二四条二項、三二一条一項三号所定の要件を具備し、従つて証拠能力を有するものと認められることは、原判示のとおりである。次に、証人Dの第一審第三八回公判における供述（（同〔二二八〕））中、円山の警察官射撃場における拳銃の射撃訓練に関する部分は、K、Jらが円山の警察官射撃場で拳銃の射撃訓練をしたことを要証事実としているものと解せらるるが、供述者Dは、自ら体験せずKまたは宛戸均から聞知した事実を述べているのであるから伝聞供述であり、しかも原供述者が二者択一的であることは

所論のとおりである。しかしながら、原供述者が二者択一的であつても、原供述者の範囲が特定の両者に限定されている以上、所在不明等の事由さえなければ証人として各これを尋問し、反対尋問を行なうことができるのであるから、伝聞供述の原供述者が二者択一的であるというだけの理由で、その供述が証拠能力を有しないものとはいえない。しかして、右伝聞供述が刑訴三二四条二項、三二一条一項三号所定の要件を具備し、従つて証拠能力を有するものと認められることは、原判示のとおりである。))

また、所論は、判例違反を主張するが、論旨引用の判例は本件と事案を異にし、本件に適切でないから、所論はその前提を欠き、採用することができない。

同第二点について。

所論は、団等規正令は、違憲無効である旨主張するが、その理由のないことは、弁護人杉之原舜一の上告趣意第二部第二に対する判断において判示したとおりである。

一七、被告人兩名の弁護人関原勇の上告趣意(一)および(二)について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。(証第二〇六号ないし第二〇八号の弾丸に関しては、弁護人鎌田勇五郎の上告趣意第一点に対する説示参照。)一八、被告人兩名の弁護人根本孔衛の上告趣意について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。(原審が証拠として引用している所論証人Bの供述の信用しうる点については、弁護人杉之原舜一の上告趣意第一部第一ないし第四に対する説示参照。)

一九、当裁判所は、当審における口頭弁論の結果を充分検討し、慎重に記録および証拠を調べたが、所論の点につき、刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

二〇、なお、被告人Aの上告趣意補充書（昭和三六年九月三日受付および同年一月二四日受付）、被告人両名の弁護士鎌田勇五郎、同杉之原舜一の上告趣意補充書（同年八月二七日受付）、同福島等の上告趣意補充書（同年八月三十一日受付および昭和三七年五月一四日受付）、同寺本勤の上告趣意補充書（昭和三六年八月三十一日受付）、同青柳盛雄の上告趣意補充書（同日受付）、同上田誠吉の上告趣意補充書（同日受付および昭和三七年四月一〇日受付）、同安達十郎の上告趣意補充書（昭和三六年八月三十一日受付）、同横田聡の上告趣意補充書（同日受付、昭和三八年六月二五日受付同訂正申立および昭和三七年九月六日受付）、同関原勇の上告趣意補充書（昭和三六年八月三十一日受付）、同横田聡、同上田誠吉の上告趣意補充書（昭和三七年五月七日受付）、同青柳盛雄、同岡林辰雄、同関原勇、同上田誠吉、同福島等、同横田聡、同寺本勤の上告趣意補充書（昭和三八年五月三〇日受付）、同右七名の上告趣意補充書（同年七月一日受付）は、いずれも上告趣意書提出期限後の時出にかかるものであるが、右期限前に提出した適法な上告趣意書の趣旨をふえんし、新たな主張を包含しないと認められる限度において判断の資料とした。

よつて、刑訴四一四条、三九六条、刑法二一条（被告人Aにつき）により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官玉沢光三郎、同高木一公判出席

昭和三八年一〇月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎	
裁判官	下	飯	坂	潤	夫
裁判官	斎	藤	朔	郎	